

- (4) 翻訳文提出書に添付する図面は、特許法施行規則様式第31の7に従い作成します。  
特施規様式第31の7（第25条の7関係）

【書類名】 図面  
【図1】

〔備考〕

様式第30の備考と同様とする。

- (5) 翻訳文提出書に添付する要約書は、特許法施行規則様式第31の8に従い作成します。  
特施規様式第31の8（第25条の7関係）

【書類名】 要約書  
【要約】  
【選択図】

〔備考〕

- 1 「【要約】」の欄には、「【課題】」、「【解決手段】」のように見出しを記載する。
- 2 その他は、様式第31の備考1から5まで、7から10まで、12及び13と同様とする。

- (6) 翻訳文を外国語書面出願と同時に提出する場合について

翻訳文を外国語書面出願に添付して提出することは認められません。外国語書面出願と同時に提出する場合であっても、必ず翻訳文提出書により提出します。

- (7) 翻訳文の提出は、翻訳文の提出期間内に1通のみ提出します。翻訳文の提出期間内であっても翻訳文の提出後に新たな翻訳文を再度提出することはできません。翻訳文の内容を補正する必要がある場合は、手続補正書又は誤訳訂正書の提出により行います。

- (8) 翻訳文提出書が手続却下処分となった場合について

翻訳文提出書に方式上の不備がある場合は特許庁長官による補正指令がなされます。これに応答がされないときは手続却下の処分がなされ、当該外国語書面出願は取り下げられたものとみなされます。

- (9) 外国語図面の翻訳文の提出について

外国語書面出願の願書に添付した図面が、外国語による記載を含まない場合であっても、図面の翻訳文を提出しなければなりません。また、翻訳文提出書において、願書に添付した図面を援用してその提出を省略することは認められません。